

リサーチ・ペーパー第1号

のれんの償却

2015年5月

のれんの償却に関する リサーチ

企業会計基準委員会

(仮 訳)

目 次

I.	本ペーパーの目的.....	3
II.	背 景.....	3
III.	開示情報のレビュー.....	5
IV.	上場企業への質問票.....	7
V.	学術文献の限定的なレビュー.....	16
VI.	財務諸表利用者との議論.....	18
VII.	我々の予備的な考察.....	19

(仮 訳)

I. 本ペーパーの目的

1. 本ペーパーは、財務報告基準に関する国際的な議論に貢献するために企業会計基準委員会（ASBJ）スタッフが行ったのれんの償却に関するリサーチ作業について、予備的な結果の要約を提供するために作成したものである。
2. ASBJ は、のれんの会計処理及び開示ならびに関連事項について、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）及びイタリアの会計基準設定主体（OIC）と「リサーチ・グループ」¹を結成したうえで、連携しつつリサーチ作業を進めている。リサーチ・グループは、将来的に結果を公表することを目指してリサーチ作業を継続する予定である。ASBJ は本ペーパーを単独で公表しているが、本ペーパーに示しているリサーチによる成果は、今後数か月の間に実施を予定しているリサーチ・グループによる今後の作業の一部を構成する可能性がある。

II. 背 景

3. ASBJ、EFRAG 及び OIC は、ディスカッション・ペーパー（DP）「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」²（以下「のれん DP」という。）を 2014 年 7 月に公表した。
4. 29 通のコメントレターがのれん DP に対して寄せられた。大半のコメント提出者は、のれんの償却を再導入すべきであるというリサーチ・グループの予備的見解に同意していたが、これらのコメント提出者は、IASB が最長の償却期間を示すべきかどうかに関して意見は分かれていた。一部のコメント提出者は、のれんの耐用年数を決定するのは、主観的でありかつ高いレベルの判断が必要であることを承知しているほか、多くのコメント提出者は、取得したのれんの耐用年数を作成者が決定するのに役立つガイダンスを IASB が開発すべきであると考えていた。詳細な分析につ

¹ リサーチ・グループは、Tommaso Fabi（OIC のテクニカル・ディレクター）、Marco Mattei（OIC のプロジェクト・マネージャー）、Filippo Poli（EFRAG のリサーチ・ディレクター）及び関口智和（ASBJ の常勤委員）で構成されている。

² ディスカッション・ペーパーは、以下のウェブサイトに掲載されている。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/discussion/discussion_20140722_e.pdf

(仮 訳)

いては、2015年2月に公表したフィードバック・ステートメント³に掲載されている。

5. 2014年9月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、リサーチ・グループは、のれん DP について ASAF メンバーと国際会計基準審議会 (IASB) メンバーに説明を行った。その際に、会議参加者の中には、会計基準の中で適切な償却期間の長さを定めることはそもそも可能なかどうかを疑問視した者もいた。また、20年はのれんの償却期間として長すぎるであろうという見解もあった。
6. さらに、ASBJ は「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準) (JMIS) について、2013年8月より審議を行っている。JMIS では、企業会計基準委員会による修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理 (案)」において、IFRS 第3号「企業結合」の会計処理の要求事項を修正し、取得企業に対して企業結合から生じるのれんをその耐用年数にわたって償却することを要求する提案を行った。また、ASBJ の審議において、のれんを償却すべき期間をどのように定めるべきかに関する議論もされた。ASBJ は JMIS を近日中に公表することを予定しており、当該基準の結論の背景においてこうした議論について説明を記述することを予定している。
7. これらの動向を踏まえ、ASBJ は、日本基準では依然としてのれんの償却を要求しているという事実を踏まえて、日本企業の現在の実務に関する実態調査を実施することを決定した。
8. 日本基準において、企業は、取得したのれんを、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法又はその他の合理的な方法を用いて定期的に償却することが要求されると同時に、一定の閾値を満たす場合には減損損失を認識することが要求されている (以下「償却及び減損アプローチ」という。)
9. また、日本基準では、のれんの表示及び開示の要求事項に関して、とりわけ、次の規定を有している。
 - (a) 表示：のれんは無形固定資産の区分の一部として表示し、のれんの償却額は販売費及び一般管理費の一部として表示しなければならない。

³ フィードバック・ステートメントについては、以下のウェブサイトを参照していただきたい。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_e/international_activities/discussion/feedbackstatement_20140722_e.pdf

(仮 訳)

(b) 開示：のれんの償却期間及び償却方法を連結財務諸表の注記で開示しなければならない。

10. これを踏まえ、我々は、以下の作業を実施した。

(a) 日本基準におけるのれんの償却期間についての現在の実務に関して、公開されている開示情報のレビュー（株価がJPX日経インデックス400⁴に参照されている上場企業の年次財務報告書の開示をレビューすることによって）

(b) のれんの償却に関する実務についての質問票をわが国の大手上場企業の一部に送付

(c) 「減損のみのアプローチ」と「償却及び減損アプローチ」との比較及び企業の超過収益力が消失する期間を調査した学術文献の限定的なレビューの実施

(d) のれんの償却についての見解に関するわが国の財務諸表利用者との議論

III. 開示情報のレビュー

調査の概要

11. 我々は、JPX日経インデックス400に含まれている上場企業の直近の年次財務報告書で示されている会計方針の開示をレビューした（そのうち、286社が2014年3月31日を報告日として日本基準に従って連結財務諸表を作成していた）。286社のうち、247社が、使用した償却期間の開示を重要な会計方針の一部として提供していた。

発見事項

12. レビューによる主要な発見事項は次のとおりである⁵。

(a) 135社が、のれんを償却している具体的な年数⁶を記載（例えば、5年、10年又は20年）

⁴ JPX日経インデックス400は、資本の効果的活用や投資者を重視した経営観点など、グローバルな投資の基準を満たし、投資者にとって魅力の高い企業で構成されている。JPX400の追加的な情報については、以下のリンクを参照いただきたい。
http://www.tse.or.jp/market/topix/jpx_nikkei.html

⁵ 6社が、アプローチ(a)、(b)及び(c)を組み合わせたアプローチに言及した。したがって、この影響により、本項の(a)から(d)に記載している企業総数(253)は、前項に記載した数字(247)と一致しない。

(仮 訳)

- (b) 86 社が、のれんを償却している期間の範囲に言及（例えば、5年から10年、20年以内の期間）
 - (c) 27 社が、のれんを償却している期間を明示するのではなく、記述的な説明を提供
 - (d) 5 社が、企業結合が行われた期間にのれんを費用として認識⁷
13. のれんを償却している具体的な年数に言及していた 135 社（前項の(a)）に対応）が提供していた開示において、以下の期間が示されていた。
- (a) 5年：74社
 - (b) 10年：13社
 - (c) 20年：19社
 - (d) その他の期間：29社
14. のれんを償却している期間の「範囲」を記載していた 86 社（本ペーパーの第 12 項の(b)に対応）が提供していた開示において、以下の範囲が示されていた。
- (a) 20年以内：55社
 - (b) 5年から10年：9社
 - (c) 5年から20年：8社
 - (d) その他の範囲：14社
15. 記述的な説明を提供していた 27 社（本ペーパーの第 12 項の(c)に対応）は、通常、会計基準の記載に沿っていた（例えば、「償却期間は、のれんがその効果が及ぶと見込まれる期間に基づいて算定している」旨を記載）。

⁶ 本項における具体的な年数は、すべての企業結合に適用される一律の期間を意味するものではない。

⁷ 日本基準では、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、取得したのれんを取得が行われた期間に費用処理することも認めている。

(仮 訳)

IV. 上場企業への質問票

調査の概要

16. 公開されている開示情報のレビューに加えて、我々は、のれんの償却に関する現在の実務を理解するために、日本企業に質問票を送付することによってアンケート調査を実施した。質問票は付録-I に再録している。

17. このアンケート調査の概要は次のとおりである。

- (a) 調査期間：2014年11月25日から2014年12月19日
- (b) 質問票を送付した企業総数：56社（回答者の大半は大規模な多国籍企業）
- (c) 受け取った回答：26社（そのうち、19社が日本基準、3社がIFRS、4社が米国基準を使用⁸）
- (d) 質問項目の要約：
 - のれんの償却期間に関する事項。これには以下の項目が含まれる（質問1及び質問2）
 - のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因
 - 償却期間の特定についての企業の内部方針（もしあれば）及びその理由
 - 直近の5年間に経験したすべての主要な取得について個々の償却期間及び当該償却期間を決定する際に考慮した要因
 - 償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠
 - のれんの償却方法の決定についての現在の実務（具体的には、定額法以外の方法を適用しているのかどうか。）（質問3）
 - のれんの残存価額の設定についての現在の実務（具体的には、残存価

⁸ IFRS又は米国基準を使用している回答者は、のれんの償却を現在行っていないため、質問5から質問7までのみに回答した。

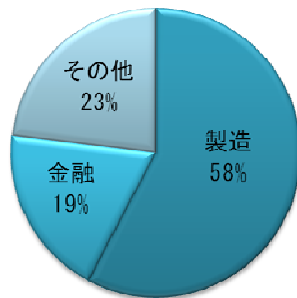
(仮 訳)

額をゼロ以外で算定したことがあったかどうか。) (質問 4)

- のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解 (質問 5 及び質問 6)
- のれんの償却に関するその他のコメント (質問 7)

18. 回答者の総数 (26 社) のうち、15 社 (58%) が製造業、5 社 (19%) が金融業、6 社 (23%) がその他の業種であった。これを、以下の図表で視覚的に示している。

図表 1 : 回答者の業種別分類



19. 回答者の規模を例示するため、これらの企業の直近の連結財務諸表 (2013 年 12 月 31 日又は 2014 年 3 月 31 日終了年次期間) に基づき、関連する勘定 (売上高及び総資産) について、金額をベースに分類した社数を次の表に示している。なお、この表は、あくまでも参考のために示したものであり、ASBJ スタッフは回答者の規模とのれんの会計処理に関する事実関係や見解との関連性について考察を行っていない。

(売上高)

金額	製造	金融	その他	合計
1 兆円未満	2	1	-	3
1 兆円から 5 兆円	8	3	3	14
5 兆円から 10 兆円	4	1	3	8

(仮 訳)

金額	製造	金融	その他	合計
10兆円以上	1	-	-	1
合計	15	5	6	26

(総資産)

金額	製造	金融	その他	合計
1兆円未満	2	-	-	2
1兆円から 5兆円	8	1	3	12
5兆円から 10兆円	3	1	2	6
10兆円以上	2	3	1	6
合計	15	5	6	26

20. 以下の各項では、本ペーパーの第17項の(d)に記載した質問のそれぞれに対する回答を要約している。

発見事項

のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因

21. 質問1(すなわち、のれんの償却期間を決定する際に考慮する要因)に関して、我々は、以下の事項を発見した⁹。詳細については、付録-IIの表1を参照していただきたい。

(a) 多くの回答(31中の12)が、通常考慮する要因として以下の両方又はどちらかに言及した。

- 被取得企業が単独で、より高い将来キャッシュ・フローを維持すると見込まれる期間

⁹ 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

- 取得企業と被取得企業の結合から生じるシナジーが実現すると見込まれる期間
- (b) 多くの回答（31 中の 11）が、通常考慮する要因として投資の予想回収期間に言及した。
- (c) 少数の回答（31 中の 2）が、通常考慮する要因として関連する識別可能な主要資産の耐用年数に言及した（例えば、無形資産）。

22. さらに、複数の回答が、考慮することが多い要因として以下に言及した。

- (a) のれんの効果が及ぶと見込まれる期間の見積りに関する不確実性
- (b) 未認識の無形資産の効果が及ぶと見込まれる期間の平均年数
- (c) 貸借対照表での資産の過大表示のリスク（開業当初の企業に特有のリスクとマクロ経済的リスクを含む）
- (d) 企業の財務能力
- (e) のれんの規模

償却期間の特定についての企業の内部方針（作成している場合）

23. 質問 2-1（すなわち、償却期間を特定する際の企業の内部方針及びその理由）に関して、以下の回答を受け取った¹⁰。

- (a) 回答者の過半数（63%、19 社中の 12 社）が、のれんの償却期間の算定に関する決定を単純化するように、社内方針を設けていると述べた。彼らはさらに、次のように説明していた。
 - 7 社が、通常、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間を信頼性をもって見積ることができない場合、又は、のれんの金額に重要性がない場合には、基本となる償却期間を 5 年に設定していると記載していた（主に、相対的に投資の金額が少額である企業結合がこれに該当する。）。それらの回答者の一部は、この実務の理由は、すでに廃止されている商法において存在

¹⁰ 日本基準では、内部方針の設置や維持を企業に要求していないが、企業は、会計基準の要求事項を適用するために内部方針を作成している場合がある。

(仮 訳)

していた規定又は過去に存在していた会計基準等によるものであると回答した。

- 3社が、5年以外の具体的な償却期間を基本となる償却期間として設定していた。これらの償却期間には、事業の特性を考慮して決定する（したがって、例えば、20年を基本とする）とされていたものがあつたほか、投資効果の発現期間の見込みに過去の取得実績に基づく調整を加味して決定している（したがって、例えば、10年を基本とする）と記載していたものがあつた。
- 2社が、のれんの規模に応じて、企業結合ごとに異なる償却期間を設定することを基本方針としていると記載した。

(b) その他の回答者は、のれんの償却期間に関する内部方針を特に設けているとは記載していなかった。

主要な企業結合についての償却期間及び考慮した要因

24. 質問 2-2（すなわち、過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間及び償却期間を決定する際に企業が実際に考慮した要因）に関して、以下の回答を受け取った¹¹。

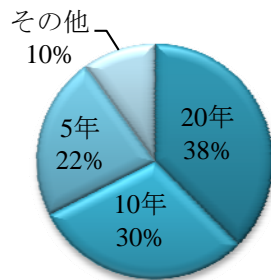
- (a) 主要な企業結合の 3 分の 1 以上（38%、40 中の 15）について、見積った償却期間は 20 年であった。
- (b) 主要な企業結合の約 3 分の 1（30%、40 中の 12）について、見積った償却期間は 10 年であった。
- (c) 主要な企業結合の約 4 分の 1（22%、40 中の 9）について、見積った償却期間は 5 年であった。
- (d) いくつかの主要な企業結合（10%、40 中の 4）について、見積った償却期間は 20 年、10 年、5 年のどれでもなかった。

25. 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間の現在の実務に関する質問への回答を、以下の円グラフで視覚的に示している。

¹¹ 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

図表 2 : 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間



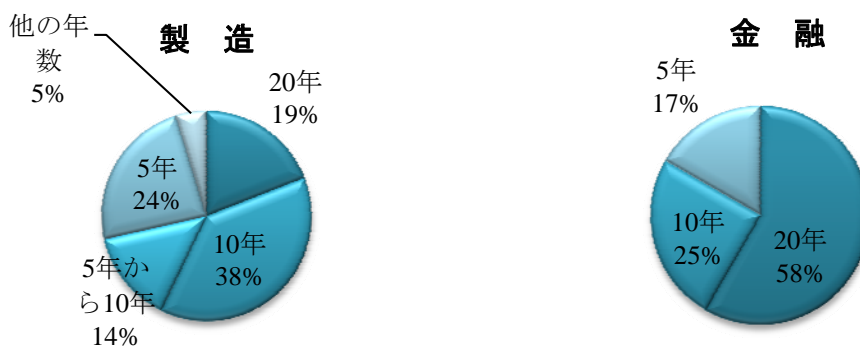
26. 付録-II の表-2 は、この結果の業種別の分析を表している。回答の特徴は、次のとおりである。

(a) 製造業の企業については、償却期間は 10 年以内であることが多かった (76%、21 中の 16)

(b) 金融業の企業については、償却期間は 20 年であることが多かった (58%、12 中の 7)

27. 以下の円グラフは、業種別 (すなわち、製造業と金融業) に分類した企業からの、過去 5 年間の主要な企業結合の償却期間に関する質問への回答の要約を表している。

図表 3 : 過去 5 年間の主要な企業結合についての償却期間 (業種別分類)



28. 付録-II の表 3 は、回答の要因別の分析を表している。回答の特徴は、次のとおりである。

(仮 訳)

- (a) 償却期間が 20 年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、大半のケース（87%、15 中の 13）で、被取得企業からのより高い収益率又は取得企業と被取得企業の間でのシナジー効果のいずれか、あるいはその両方を考慮に入れて行われていた。
- (b) 償却期間が 10 年と見積られた主要な企業結合について、償却期間の決定は、企業結合に係る投資の予想回収期間に基づいて行われていることが多かった（66%、12 中の 8）。主要な企業結合の 66%（9 件中の 6 件）において、償却期間は 5 年と見積られた。

償却期間の選択の判断を裏付ける根拠

29. 質問 2-3（すなわち、償却期間の決定の際に使用した判断を裏付ける根拠）に関して、以下の回答を受け取った¹²。

- (a) 回答者の約半数（47%、17 社中の 8 社）が、次の両方に言及していた。
- 投資意思決定に関する取締役会資料や稟議資料
 - 買収時のデュー・デリジェンスや価格算定に関する外部の報告書
- (b) 回答者の約 3 分の 1（29%、17 社中の 5 社）が、前項の箇条書きに示した文書のいずれかに言及していた。
- (c) 回答者の約 5 分の 1（18%、17 社中の 3 社）が、上述の資料と併せて「その他の資料」に言及しており、以下を具体的に示した。
- 被取得企業の市況に関する見通しについての外部報告書
 - 被取得企業の主要顧客との既存の契約
 - 取得に対して支払った対価を決定した際に作成した内部情報
 - 被取得企業の事業の性質

¹² 本項における回答数は、回答者からの複数回答を集計している。

(仮 訳)

償却方法

30. 質問 3 (すなわち、定額法以外の償却方法を使用したかどうか) に関しては、日本基準では定額法以外の償却方法の使用を明示的に排除しているわけでないが、定額法以外の償却方法を選択したと記載していた回答者はいなかった。

のれんの残存価額

31. 質問 4 (すなわち、のれんの償却にあたって残存価額を見積ったかどうか) に関しては、日本基準では企業がのれんの残存価額を見積ることを明示的に排除しているわけでないが、残存価額をゼロ以外で見積ったと記載した回答者はいなかった。

のれんの償却期間の要求事項をどのように規定すべきかに関する見解

32. 付録-II の表 4 は、質問 5 及び質問 6 (すなわち、のれんの償却期間の要求事項を会計基準においてどのように規定すべきかに関する見解) に対する回答の要約を表している。

33. 回答者は、以下の見解を示していた。

(a) 回答者の約半数 (48%、25 社中の 12 社) が、基準において定められた一定の最長期間を超えない償却期間の範囲で企業が適切な償却期間を設定するアプローチを支持しており、これらの回答者全てが 20 年を最長期間とすべきであると述べていた。これは、主に以下の理由によるものである。

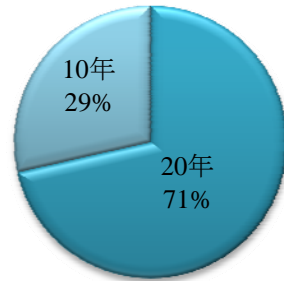
- 原則として、企業 (関連性のある事実について最も広範な知識を有している) が、それぞれの事実及び状況に基づいて適切な償却期間を見積る責任を負うべきである。しかし、経営者の裁量の程度を適切に管理するためには、最長期間は依然として必要となるであろう。
- 適切な償却期間は、ケースバイケースで異なり、一律に適切な償却期間を定めることはほぼ不可能であるだろう。
- 規模が小さい企業結合については短い期間が適切であるかもしれないが、取得の規模が大きくなる (取得の意思決定はより長期的予測に基づいて行われる) 場合には、長い期間 (例えば、20 年) が適切であることが多い。
- 20 年を超えて将来の事業及び経済状態を予測することは極めて困難となるであろう。

(仮 訳)

- 最長期間を 20 年と設定することは、現行の日本の会計基準と整合的である。
- (b) 回答者の約 3 分の 1 (28%、25 社中の 7 社) が、(最長の) 基本となる期間を定めつつ、合理的な説明により反証可能な場合には、より長い期間を使用するというアプローチを支持した。それらの回答者の 7 社のうち、5 社が 10 年が基本となる期間として適切であるだろうと述べたほか、2 社が、20 年が基本となる期間として適切であるだろうと考えていた。言及していた主要な理由は、以下のとおりである。
- 会計基準中である最長期間を反証可能な推定として定めることによって、財務情報の比較可能性が向上するであろう。
 - 基本となる期間を反証可能な推定として定めることは、経済的実態を反映する機会を与えつつ、実務において単純さを提供することになる。
 - 10 年を基本となる期間とすることは、フリー・キャッシュ・フローが通常 10 年にわたり見積られるという事実並びに非公開企業に対する米国基準の要求事項と整合的である。
 - 10 年は、事業環境の変化のスピードを反映するものであり、ブランド (のれんと類似した性質又は特徴を有する場合がある) の償却期間として使用されることが多い。
 - のれんの償却期間を長くしすぎると、償却額の認識が不適切な程度に遅れ、結果として経営者による安易な企業結合が評価される企業文化が助長され、企業の持続的成長や長期的な企業価値の向上を阻害しかねない。企業経営に適切な規律をもたらす面から考えても、10 年を最長期間と設定することは、適切と考えられる。
 - 見積りの期間が長くなればなるほど、その仮定はより不確実となるであろう。したがって、反証可能な基本となる償却期間 (10 年) を設けることは適切と考えられる。

34. のれんの償却期間について会計基準で規定すべき適切な年数に関する回答者の見解を、以下の図表で視覚的に示している。

図表 4 : のれんの償却の適切な年数に関する見解¹³



その他のコメント

35. 質問 7 (その他のコメント) に関して、回答者は、以下の見解を示していた。

- (a) IFRS と米国基準は、企業結合の会計処理の要求事項についてのコンバージェンスを維持すべきである (特に、のれんに関する要求事項について)
- (b) 償却期間について完璧な答えを発見することが可能かどうかを検討する前に、のれんの償却を要求するという基本的な方向性に向けて検討を進めることが重要である。償却期間の適切な長さについては、基本的な方向性に関する決定を行った後に、調査を行うべきである。
- (c) のれんの会計処理に関する論点は、関連する会計処理の要求事項 (無形資産を区別して認識すること、及び全部のれん方式が適切かどうかを含む) と併せて議論すべきである。同時に、減損テストの手続の簡素化を検討することも望ましいであろう。

V. 学術文献の限定的なレビュー

36. 前の各セクションにおいて説明したリサーチ作業に加えて、我々は、以下の目的でさまざまな学術文献をレビューした。

- (a) 学術文献が「減損のみのアプローチ」又は「償却及び減損アプローチ」のどちらを支持しているのか、また、その場合には、どのように支持しているのかを見出すため。これは、IASB が依頼した学術調査の結果では、減損のみのアプロ

¹³ この円グラフは、本ペーパーの第 32 項の(a)と(b)の両方に対応するデータに基づいて作成されている。

(仮 訳)

一斉においてのれんに関する減損損失が認識される際には、シグナル的効果がもたらされることから、減損のみのアプローチの方が有用性が高いことが裏付けられる証拠があると示しているようであったからである。

- (b) 超過収益力が消失するであろう期間に関する示唆を調査研究で提供していたのを見極めるため。のれんの構成要素の大部分が企業の超過収益力であると考えられると推定すると、我々は、この主題に関する学術調査の発見事項は、償却期間に関する会計処理の要求事項を考慮する際に有用となるであろうと考えた。

37. 我々が限定的レビューを実施した学術文献の母集団は、IASB スタッフ¹⁴がレビューしたペーパーと我々が提言を求めた学識者がアドバイスしたいくつかの他のペーパーに基づいて決定された。

38. 以下の各項は、我々がリサーチの中で発見したことの簡潔な要約を提供している。レビューした学術文献の一覧については、本ペーパーの付録-III で示している。

減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチとの比較

39. 日本の学識者と協議を行い、我々は、減損のみのアプローチにおけるのれんの価値関連性を、償却及び減損アプローチと比較して調査していた関連する学術研究をレビューした。我々がレビューしたペーパーには、IASB スタッフがレビューしたペーパーと我々が独自に選定したペーパーとの両方が含まれている。主要な発見事項の要約及び ASBJ スタッフの解説（限界を含む）を付録-IV の表 1 に示している。

40. レビュー作業の結果として、我々は、次の理由により、学術論文の研究成果によって、減損のみのアプローチの方が償却及び減損アプローチよりも優れていると結論を下すことは、少なくとも、困難であると考えた。

- (a) 我々がレビューした調査は、2 つのアプローチの価値関連性の程度を同じ条件により比較していなかった。

- (b) 減損損失の認識と株価との間に価値関連性があるという事実が必ずしも、市場は減損損失が財務諸表に認識されたという事実に対応したことを示唆するものではない可能性がある。

¹⁴ IASB スタッフが 2014 年 9 月の IASB ボード会議で提示したペーパーのうち、我々がレビュー対象に含めたのは、テーマが「価値関連性」に関連するペーパーである。

(仮 訳)

- (c) いくつかの調査は、減損損失の認識と株価の間での相関関係は非常に少ないと示してさえもいた。
- (d) いくつかの制御因子がある（特に、学術研究が、IFRS が特定の法域で最初に適用された期間に係る財務情報に基づいて行われていた場合）。
- (e) いくつかの調査では、減損テストの要求事項に関する証拠のレベルは、企業の所在地及び財務諸表の監査に従事する監査人に応じて大きく異なると示されていた。これは、減損損失が必ずしも適時に認識されていないことを示唆している可能性がある。さらに、当該要求事項から生じるコストと便益が調査研究の下で検討されることは多くはなかった。

超過収益力が消失するであろう期間

- 41. 我々は、以下の事項を検討するにあたり、証拠を探るために関連する学術文献をレビューした。
 - (a) 超過収益力は、業種平均に平均回帰すると見込まれるのかどうか。
 - (b) 超過収益力が業種平均に平均回帰すると見込まれる場合には、業界平均に平均回帰すると見込まれる期間の長さはどのくらいなのか。
- 42. 本ペーパーの付録-IV の表 2 は、これらの目的のために我々がレビューしたペーパーを選定的に説明している。我々は、これらの調査が、超過収益力は業界平均に平均回帰する（これは、超過収益力が時の経過とともに消失することを示唆することになる）と明白に結論付けていたことに留意した。いくつか調査はさらに、超過収益力の大部分は、企業結合後の最初の 5 年間にわたって消失し、10 年以内に消滅していると述べていた。

VI. 財務諸表利用者との議論

- 43. 付録-V には、日本証券アナリスト協会（SAAJ）がのれんの償却に関する利用者の見解に関して実施したアンケート調査からの抜粋を付属している。SAAJ は、このアンケート調査を、「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準」（JMIS）に関する ASBJ の公開草案に対するコメントレターを作成する際に、実施した。

(仮 訳)

44. このアンケート調査結果で示されているように、減損のみのアプローチ又は償却及び減損アプローチのどちらを選好するのかに関してわが国の利用者の見解は分かっていた。しかし、結果は、利用者の過半数が、償却及び減損アプローチに対する支持を表明していることを示していた。
45. 理解を深めるために、我々は、その論拠を探るため、わが国の利用者にアウトリーチを行った。議論の中で、一部の利用者は、償却及び減損アプローチにより財務情報がより豊富になると説明した。これは、例えば、当該アプローチは、投資に係る予想回収期間に関する経営者の見解について何らかの示唆を提供することになるからである。彼らは、フリー・キャッシュ・フローを計算する際に償却費を足し戻すが、このプロセスは比較的単純明快であり、そうすることのコストは償却及び減損アプローチによる増分的な情報の便益と比べて大きくなりすぎることはないと考えていた。

VII. 我々の予備的な考察

46. 学術文献のレビューにおいて行った考察(本ペーパーの第40項から第42項を参照)を除いて、これまでの作業に基づき、我々は、以下の考察を示している。
- (a) 多くの人々は、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間にわたりのれんを償却すべきであるという原則に同意しているようであったが、これをどのように適用すべきなのかについての見解は異なっていた。例えば、被取得企業が単独で、より高い将来キャッシュ・フローを維持すると見込まれる期間のみを意味すると解釈している者もいたが、取得企業と被取得企業の両方から生じるシナジーが実現すると見込まれる期間も含めるべきであると解釈している者もいた。これは、基準設定の取組みを行う際に、我々が統合的な理解を図るべき領域の1つであるかもしれない。
- (b) 上述の2つの要因に加えて、予想回収期間は、償却期間を見積る際に要因として言及されることが多かった。予想回収期間の概念は、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間と完全に一致しているわけではないが、予想回収期間の概念は、少なくとも、適切な償却期間を検討するための適切な出発点となるであろう。
- (c) 日本基準では、企業がのれんの償却に関する社内方針を設けることを要求していないが、回答者の過半数は、会計処理の要求事項内で社内方針を設けていた。

(仮 訳)

こうした方針の多くは、のれんの金額が少額である場合については期間を短く定めながら、大規模な企業結合については事実と状況によって、個別に決定することを求めているようであった。多くのこうしたケースにおいて、企業は、社内方針で設けている基本となる期間よりも長い期間を選択していたようであった。

- (d) サンプルの母集団は必ずしも大きくはないが、調査の中で、我々は、見積った償却期間に関しては、業種間で多少の相違があることを発見した。特に、金融業界で事業を行う企業は、より長い期間を選択する傾向があった。これは、金融業の商品（例えば、商業銀行による長期貸付又は保険会社による生命保険契約）は長期的な性質のものであることにより、償却期間が長くなる傾向がある。
- (e) 公開されている開示情報のレビューに基づき、多くの企業結合については、5年が適切な償却期間として見積られることが多かったことを発見した。しかし、大規模な企業結合から生じたのれんについては、多くの企業が、より長い年数（20年までの年数）が適切な償却期間であると見積っていた。これは、主に、大規模な企業結合について、企業は、長期にわたるシナジー効果を期待して、より長期的な視点に基づいて投資の意思決定を行うことが多いからである。
- (f) 多くの企業は、のれんの償却期間の決定の論拠を裏付けるための文書（取得の決定に使用した文書やデュー・デリジェンス文書など）を使用していた。稀ではあるかもしれないが、主要な顧客との契約などの文書又は被取得企業の事業の性質も償却期間を裏付けるために使用されていた。
- (g) 日本基準はのれんの償却において残存価額を設定することを禁止していないが、のれんの償却の目的上、ゼロ以外の残存価額を設定している企業はないようであった。同様に、日本基準は定額法以外の償却方法の使用を禁止していないが、他の方法を使用していた企業は実質的になかった。それでも、一部の学術文献は、減損損失を認識することには価値関連性があることを示唆していると考えられる点を踏まえると、他の償却方法（逡増償却法を含む）が適切かどうか、適切である場合、それはどのような場合かについて、今後のリサーチの中で検討することには価値があるかもしれない。

(仮 訳)

- (h) 他の期間を使用する余地を与えずに一律の償却期間を使用することに対する支持はなかった。しかし、のれんの償却期間を規定する方法に関して見解は異なっており、以下のような見解が含まれていた。
- (i) 多くの人々は、最長期間を 20 年と定めることに支持を表明していた。これは主に、彼らは、そもそも企業が償却期間を見積る責任を負うべきであり、のれんの効果が及ぶと見込まれる期間は、より規模が大きい企業結合については長くなるであろうと考えていたからである。彼らは、より短い期間の使用を要求することは、こうした大規模な企業結合の経済的実態を反映することにならないと考えていた。また、他の人々の中には、具体的な年数として 20 年の償却期間を選好すると考えた回答者がいた。これは、日本基準において 20 年が最長の償却期間として規定されていることにも一部起因するものと考えられる。
- (ii) 他には、10 年を（最長の）基本となる期間として定めながら、評価を裏付ける強固な証拠が示される場合にはより長い期間を認めるアプローチに対する支持を表明した者がいた。
- (iii) また、学術文献¹⁵の結論を引用して、償却期間の規定方法は、会計処理の要求事項の一般原則が、一般的でないケースでさえも扱うべきかによって異なるとも言及された。一般的でないケースも一般原則で捕捉すべきであると考えられる場合には、20 年を超えない期間にわたりのれんの償却を要求する規定を設けることが正当化される可能性がある。そうでない場合には、例外的なケースにおいてはより長い期間を認めつつ、のれんを償却する期間は、より短くすべきである。
- (i) 利用者との議論を踏まえると、のれんの償却が利用者にとって有用かどうかは、償却金額が、特定の財務分析（フリー・キャッシュ・フロー情報の見積りを含む）を目的として足し戻されるか否かのみによって、判断されるべきではないと考えられる。例えば、次の点について、更なる考察が必要と考えられる。
- (i) 財務諸表の情報価値が全体としてどのように改善するか

¹⁵ 例えば、「Nissin and Penman (2000)」をご参照いただきたい。

(仮 訳)

- (ii) 利用者の作業量の増加(この場合には、利用者が償却額を足し戻す作業量)が他の価値のある可能性がある情報(経営者の償却期間の見積りに関する情報を含む)の損失を合理的に正当化しうるものかどうか
- (iii) ある会計上の要求事項が稼得利益に関する情報の質に資するものか

(仮 訳)

付録-I

のれんの償却に関する ASBJ の質問票

償却期間の見積り

(質問 1)

1. 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」(第 32 項)においては、のれんについて、「資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。¹⁶」とされています。

のれんの償却期間の見積りにあたって、具体的にどのような要因を考慮されていますでしょうか。以下の(a)から(f)のうちから、該当する要因についてご記載頂けますでしょうか(複数回答可)。

- (a) 被取得企業(事業)が単独で、同業他社等に比較して高い将来キャッシュ・フロー(又は、超過収益力)を維持すると見込む期間
- (b) 貴社と被取得企業(事業)が結合することにより生じるシナジーが実現する期間
- (c) 企業結合に係る投資の予想回収期間(必要な調整を加えている場合、当該内容について、ご記載下さい。):
- (d) 関連する識別可能な主要な資産(例えば無形資産)の耐用年数
- (e) 企業結合によって生じる繰延税金資産の回収見込期間
- (f) その他(差し支えない範囲で、具体的にご記載頂けますでしょうか。)

(質問 2-1)

2. [質問 1]に関して、基本となる償却期間(例えば 10 年)を設定されていることがありますでしょうか。その場合、設定の理由と年数の設定の考え方をご記載頂けますでしょうか。

(質問 2-2)

3. [質問 1]に関して、直近 5 事業年度の主要な企業結合(上位 3 件)の償却期間をどのように決定されていますでしょうか。差し支えない範囲で、以下にご記載頂けますでしょうか。

¹⁶ 同基準では、「ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することもできる。」とされています。

(仮 訳)

直近 5 事業年度の主要な 企業結合ののれんの金額	償却期間	質問 1 について①から⑥ のいずれの要因を考慮さ れたか (複数回答可)
百万円	年	
百万円	年	
百万円	年	

(質問 2-3)

4. 償却期間の見積りについて、どのような資料を判断の根拠とされていますでしょうか。可能な限り、具体的に以下にご記載下さい。

- 投資意思決定に関する取締役会資料や稟議資料
- 買収時のデュー・デリジェンスや価格算定に関する外部の報告書
- その他 (差し支えない範囲で、具体的ににご記載頂けますでしょうか。)

償却方法の決定

(質問 3)

5. のれんの償却にあたって、償却方法を定額法以外で設定されたことがありますか。

- ある
- ない

「ある」と回答された場合、その方法と、償却方法を設定する際に検討された考慮要因について、以下にご記載下さい。

残存価額の見積り

(質問 4)

6. のれんの償却にあたって、残存価額をゼロ以外で見積られたことがありますか。

- ある
- ない

「ある」と回答された場合、残存価額の見積りに当たって検討された考慮要因について、以下にご記載下さい。

その他

(質問 5)

7. IFRS において、仮にのれんの償却が再導入される場合に、償却期間について、以下のいずれの要求事項が望ましいとお考えですか。

- (a) 企業が見積る任意の期間 (特段の制約を設けない。)
- (b) 一定の最長期間以下

(仮 訳)

- (c) 一定の最長期間以下。ただし、反証（合理的な説明）により、より長い期間を見積ることも可能とする。
- (d) 一律の期間
- (e) 一律の期間。ただし、反証（合理的な説明）により、より短い又は長い期間を見積ることも可能とする。
- (f) その他
また、上記を選択された理由を、以下にご記載下さい。

(質問 6)

8. [質問 4]において(b)から(e)選択された場合に、年数は何年が望ましいとお考えですか。その理由とともにご回答ください。

- 20 年
- 10 年
- 7- 8 年
- 5 年
- その他： 年

(質問 7)

9. 上記の質問へのご回答以外に、追加的なコメントがある場合、以下にご記載下さい。

(仮 訳)

付録-II

のれんの償却に関する ASBJ の質問票に対する回答の詳細

表 1：質問 1 に対する回答の要約（回答数別に分類）

要 因	回答数
(a) 被取得企業（事業）が単独で、同業他社等に比較して高い将来キャッシュ・フロー（又は、超過収益力）を維持すると見込む期間	6
(b) 貴社と被取得企業（事業）が結合することにより生じるシナジーが実現する期間	6
(c) 企業結合に係る投資の予想回収期間（必要な調整を加えている場合、当該内容について、ご記載下さい。）	11
(d) 関連する識別可能な主要な資産（例えば無形資産）の耐用年数	2
(e) 企業結合によって生じる繰延税金資産の回収見込期間	-
(f) その他	6
合 計	31

(仮 訳)

表 2 : 質問 2-2 に対する回答の要約 (業種別)

業 種	20 年	10 年	5 年	他の年数 (5 年から 10 年)	取引総数
製 造	4	8	5	4 (3)	21
	19%	38%	24%	19% (14%)	100%
金 融	7	3	2	-	12
	58%	25%	17%	-	100%
その他	4	1	2	-	7
	57%	14%	29%	-	100%
取引総数	15	12	9	4 (3)	40
	38%	30%	22%	10% (7%)	100%

(仮 訳)

表3： 質問2-2に対する回答の要約（要因別）

要 因	20 年	10 年	5 年	他の年数 (5 年から 10 年)	取引総数	取引の 割合
(a)	4	-	-	-	4	10%
(b)	-	1	-	-	1	3%
(a) 及び (b)	3	-	-	-	3	7%
(a), (b) 及び (c)	2	-	1	2 (2)	5	13%
(a), (b) 及び (d)	1	-	-	-	1	3%
(b) 及び (f)	3	1	-	-	4	10%
取引数の 小計	13	2	1	2 (2)	18	46%
	87%	17%	11%	50% (50%)		
(c)	2	8	6	1 (1)	17	42%
	13%	66%	66%	25% (25%)		
他の要因	-	2	2	1 (-)	5	12%
	-	17%	23%	25% (-)		
取引総数	15 (38%)	12 (30%)	9 (22%)	4 (3) (10%)	40	100%
	100%	100%	100%	100%		

凡例：

要因(a)から(f)は、以下を意味する。：

- (a) 被取得企業（事業）が単独で、同業他社等に比較して高い将来キャッシュ・フロー（又は、超過収益力）を維持すると見込む期間
- (b) 貴社と被取得企業（事業）が結合することにより生じるシナジーが実現する期間

(仮 訳)

- (c) 企業結合に係る投資の予想回収期間（必要な調整を加えている場合、当該内容について、ご記載下さい。）
- (d) 関連する識別可能な主要な資産（例えば無形資産）の耐用年数
- (e) 企業結合によって生じる繰延税金資産の回収見込期間
- (f) その他

(仮 訳)

表 4： 質問 5 及び 6 に対する回答の要約（要因別）

質問 5：償却期間の規定方法	質問 6			回答者 総数
	20 年	10 年	N/A	
(a) 企業が見積る任意の期間（特段の制約を設けない。）	-	-	2	2 (8%)
(b) 一定の最長期間以下	12	-	-	12 (48%)
(c) 一定の最長期間以下。ただし、反証（合理的な説明）により、より長い期間を見積ることも可能とする。	2	5	-	7 (28%)
(d) 一律の期間	-	-	-	-
(e) 一律の期間。ただし、反証（合理的な説明）により、より短い又は長い期間を見積ることも可能とする。	1	1	-	2 (8%)
(f) その他	-	-	2	2 (8%)
回答者総数	15	6	4	25 (100%)

付録-III

参考文献一覧

- AbuGhazaleh, N. M., Al-Hares, O. M. and Haddad, A. E. (2012). The value relevance of goodwill impairments: UK Evidence. *International Journal of Economics and Finance*, 4(4), 206-216.
- Aharony, J., Barniv, R. and Falk, H. (2010). The impact of mandatory IFRS adoption on equity valuation of accounting numbers for security investors in the EU. *European Accounting Review*, 19(3), 535-578.
- Amel-Zadeh, A., Faasse, J., Li, K. and Meeks, G. (2013). Has accounting regulation secured more valuable goodwill disclosures? *Working paper, University of Cambridge*. Available at SSRN 2306584.
- Boennen, S. and Glaum, M. (2014). Goodwill accounting: A review of the literature. *Working Paper, Giessen University*. Available at SSRN 2462516.
- Bugeja, M. and Gallery, N. (2006). Is older goodwill value relevant? *Accounting and Finance*, 46 (4), 519-535.
- Chalmers, K., Clinch, G. and Godfrey, J. M. (2008). Adoption of International Financial Reporting Standards: Impact on the value relevance of intangible assets. *Australian Accounting Review*, 18(3), 237-247.
- Chalmers, K., Clinch, G., Godfrey, J. M. and Wei, Z. (2012). Intangible assets, IFRS and analysts' earnings forecasts. *Accounting and Finance*, 52(3), 691-721.
- Chambers, D.J. (2007). Has goodwill accounting under SFAS 142 improved financial reporting? *Working paper, University of Kentucky*. Available at SSRN 953649.
- Fama, E. F. and French, K.R. (2000). Forecasting profitability and earnings, *The Journal of Business*, 73 (2), 161-175.
- Hamberg, M. and Beisland, L.-A. (2014). Changes in the value relevance of goodwill accounting following the adoption of IFRS 3, *Journal of International Accounting, Auditing and Taxation*, 23(2), 59-73.
- Healy, P., Serafeim, G., Srinivasan, S. and Yu, G. (2011). Market competition, government efficiency, and profitability around the world. *Working paper, Harvard Business School*. Available at SSRN 1865878.
- Hulzen, P.V., Alfonso, L., Georgakopoulos, G. and Sotiropoulos, I. (2011). Amortisation versus impairment of goodwill and accounting quality. *International Journal of Economics and Finance*, 4(3), 93-118.
- Jennings, R., LeClere, M. and Thompson II, R. B. (2001). Goodwill amortisation and the usefulness of earnings. *Financial Analyst Journal*, 57 (5), 20-28.

(仮 訳)

- Laghi, E., Mattei, M. and di Marcantonio, M. (2013). Assessing the value relevance of goodwill impairment considering country-specific factors: Evidence from EU listed companies. *International Journal of Economics and Finance*, 5(7), 32-49.
- Li, Z., Shroff, P., Venkataramn, R. and Zhang, I. X. (2011). Causes and consequences of goodwill impairment losses. *Review of Accounting Studies*, 16(4), 745-778.
- Li, K.K. and Sloan, R. G. (2014). Has goodwill accounting gone bad? *Working Paper, University of Toront*. Available at SSRN 1466271.
- Nissim, D. and Penman, S. H. (2000). Ratio analysis and equity valuation. *Review of Accounting Studies*, 6, 109–154.
- Obinata, T. (大日方 隆) (2013). Sustainability and mean reversion of profitability. *Chuokezai-sha, Inc*.
- Ojala, H. (2007). The value relevance of accounting goodwill – Does the abandonment of systematic amortisation make sense to investors?. *LTA*, 1, 9-34.
- Oliveira, L., Rodrigues, L. L. and Craig, R. (2010). Intangible assets and value relevance: Evidence from the Portuguese stock exchange. *The British Accounting Review*, 42(4), 241-252.
- Palepu, K. G. and Healy, P. M. (2012). Business analysis and valuation 5th edition - International edition, *Cengage learning*.
- Ramanna, K. and Watts, R. (2012). Evidence on the use of unverifiable estimates in required goodwill impairment. *Review of Accounting Studies*, 17(4), 749-780.
- Sahut, J.-M., Boulerne, S. and Teulon, F. (2011). Do IFRS provide better information about intangibles in Europe? *Review of Accounting and Finance*, 10(3), 267-290.
- Su, W.H. and Wells, P. (2014). The association of identifiable intangible assets acquired and recognised in business combinations with post-acquisition firm performance. *Accounting and Finance, forthcoming*.
- Wersborg, T., Teuteberg, T. and Zülch, H. (2014). Ten years impairment only approach - Stakeholders' perceptions and researchers' findings. *Working Paper, Leipzig Graduate School of Management*. Available at SSRN 2494524.

(仮 訳)

付録-IV

学術文献からの主要な発見事項の要約¹⁷

表 1：のれんの価値関連性に関する学術文献

I. 2014年9月のIASBボード会議で示された学術文献

論文	サンプル	要約	ASBJスタッフによる注釈 ¹⁸
Aharony et al. (2010)	EU (14 各国) 2004-2005 (n=2,298)	<p>題名： The Impact of Mandatory IFRS Adoption on Equity Valuation of Accounting Numbers for Security Investors in the EU</p> <p>(「EUにおける証券投資者にとってIFRSの強制適用が会計数値を用いた株価評価に与えた影響」)</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、IFRSの強制適用前の年度と採用年度(すなわち、最初のIFRS報告期間)における欧州の14カ国における3つの会計数値(すなわち、のれん、研究開発費及び資産の再評価)の価値関連性を、株式の市場価値を回帰させることによ</p>	<p>➤ Boennen and Glaum (2014)では、多くの欧州諸国において、IFRSの導入前において、取得のれんは剰余金と直ちに相殺されていたこと、及び、本研究は償却及び減損アプローチと減損のみのアプローチのいずれにおいて、相対的にのれんの価値関連性が高いかに関する推論を可能にするものではないことが指摘されている。</p> <p>➤ IFRSに基づく初年度の報告期間におけ</p>

¹⁷この要約リストは、各研究について包括的な説明を行うことを意図したものではない。

¹⁸この欄には、各文献に対するASBJスタッフによる注釈を示している。当該注釈には、研究における前提条件又は制約(limitation)のうち注目に値するとASBJスタッフが考えるものが含まれており、これには、著者が認識しているもの、Boennen and Glaum (2014) 及び Wersborg et al. (2014) (学術研究のレビュー結果をまとめた学術文献) が識別したもの、及びASBJスタッフが文献を読んだ際に識別したものが含まれている。いくつかの文献について、ASBJスタッフは、研究の発見事項のうち特に注目に値すると考えたものを記載している。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>り比較したものである。</p> <p>結果 <u>IFRS と各国 GAAP におけるのれん残高の価値関連性</u></p> <p>本研究では、IFRS の採用により EU での持分証券投資者にとって3つの会計数値（のれんを含む）の価値関連性が増加したことが示された。とりわけ、本研究における価値関連性のテストは、国内基準をベースとした3つの財務数値について、対応する IFRS による数値との乖離が大きいほど、投資者にとって、IFRS への移行による価値関連性の増加は大きくなるという仮説を裏付けるものであった。</p>	<p>るデータは、（のれんの会計処理の変更だけでなく）多くの要因により影響を受けていることを踏まえ、ASBJ スタッフは、IFRS 第3号におけるのれんの会計処理の価値関連性の程度について結論付けるためには、他の要因（すなわち、のれんの会計処理の変更以外の要因）の影響を適切にコントロールすることは極めて困難であることに留意した。</p>
Chalmers et al. (2008)	オーストラリア 2005-2006 (n=599)	<p>題名：Adoption of International Financial Reporting Standards: Impact on the Value Relevance of Intangible Assets</p> <p>（「国際財務報告基準の採用：無形資産の価値関連性に対する影響」）</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、オーストラリア IFRS（AIFRS）において測定されたのれんと、オーストラリア基準（AGAAP）において測定されたのれんの価値関連性を、株価によって回帰させることによって比較したものである。なお、AGAAP は AIFRS 採用前に使用されていたものであり、のれん以外について自己</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、重大な多重共線性が分析に内在していることが認識されていた。 ➤ ASBJ スタッフは、本研究には、一定の統計上の制約を伴っている可能性があることにも留意した。例えば、Winsorization 手続を適用する等を通じた異常値の排除はなされておらず、また、回帰分析に使用される変数は発行済株式総数で割られていなかった。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>創設の無形資産の認識を認めていた。</p> <p>結果 <u>AIFRS と AGAAP におけるのれん残高の価値関連性</u> 本研究では、AIFRS におけるのれんの測定値は、AGAAP における測定値と比較して、正の価値関連性がある旨が発見されたことが示されている。</p>	
Chalmers et al. (2012)	オーストラリア 1993-2007 (n=3,328 社・年)	<p>題名 : Intangible assets, IFRS and analysts earnings forecast (「無形資産、IFRS 及びアナリストの利益予測」)</p> <p>テーマ 本研究は、2005 年にオーストラリア企業が AIFRS の適用を開始したことによって、無形資産について有用な情報の喪失をもたらした可能性があるかについて、無形資産 (のれんを含む) とアナリストによる利益予測の正確度 (誤差) や分散の程度との関連性を吟味することにより調査したものである。</p> <p>結果 <u>AIFRS と AGAAP における利益の質や無形資産の報告金額合計 (のれんを含む) との間の負の相関の程度</u> 本研究では、アナリストによる利益予想の正確性 (誤差)</p>	<p>➤ Boennen and Glaum (2014)では、本研究の制約の1つとして、サンプル総数において、IFRS による財務数値の観測数が比較的少数であった旨が指摘されている。また、本研究における発見事項は、アナリストの行動や AIFRS の導入に関連する企業の環境の変化 (例えば、ガイダンスの増加や他の投資者関連活動の増加) により影響を受けた可能性があることも指摘されている。</p> <p>➤ ASBJ スタッフは、本研究では、オーストラリアでの AIFRS 採用時におけるのれんに関する変更以外の会計処理の変更についてコントロールされていないため、の</p>

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>及び分散と、報告された無形資産合計との間の負の相関が、主に、無形資産を多く保有する企業において、AIFRS の採用後に高くなったことが示されている。</p> <p>本研究では、当該結果には、AIFRS におけるのれんの減損のみのアプローチによる影響が大きく起因しているであろうと述べられている。しかし、本研究では、従前の AGAAP における場合より AIFRS における場合に無形資産の報告金額が少ない企業では、負の相関の程度が弱かった旨も報告されている。</p>	<p>れんの会計処理のみの変更がアナリストの利益予測を改善したか否かの結論を導き出すことは困難であろう旨に留意した。</p>
Oliveira et al. (2010)	ポルトガル 1998-2008 (n=354 社・年)	<p>題名 : Intangible assets and value relevance: Evidence from the Portuguese stock exchange</p> <p>(「無形資産と価値関連性：ポルトガル証券取引所による証拠」)</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、2005 年のポルトガルにおける IFRS の採用による価値関連性への影響を検証するため、報告されたのれんが株価と相関しているのかどうかについて評価したものである。</p> <p>結果</p>	Boennen and Glaum (2014) では、ポルトガルの資本市場の規模が小さいことにより、本研究は、1998 年から 2008 年の期間全体にわたって 354 社という少数サンプルしか調査していない旨が指摘されている。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p><u>IFRS とポルトガル GAAP におけるのれんの会計処理による残高の価値関連性</u></p> <p>入手された証拠において、IFRS の採用後に報告されたのれんに正の価値関連性があったことが示されていた。ただし、2005 年以前にポルトガル GAAP¹⁹が適用されていた時に存在した利益と株価との間における正の相関関係は、2005 年に IFRS が採用された以後において低下したように見受けられた。</p>	
Sahut et al. (2011)	フランス、スウェーデン、イタリア、英国 2002-2007 (n=1,855)	<p>題名 : Do IFRS provide better information about intangibles in Europe?</p> <p>(「IFRS は、欧州において、無形資産について改善された情報を提供しているか」)</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、6 年間 (2002 年から 2004 年までは国内 GAAP、2005 年から 2007 年までは IFRS) における 1,855 社の欧州上場企業のサンプルに多変数回帰モデルを使用して、欧州企業の市場価値と、当該企業の無形資産の帳簿価額との間の実証</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、共通の会計基準 (IFRS) を使用している場合でも、異なる国において会計実務の相違が持続しており、法律や規制上の国別の特徴及び市場原理が依然として会計データの価値関連性に重大な影響を与える可能性があることが指摘されている。 ➤ ASBJ スタッフは、当該事実は、価値関連性が必ずしも会計処理の要求事項だけでなく、企業の財務報告の環境にも起因す

¹⁹ 本研究が対象としている期間において、ポルトガル GAAP では、より長い耐用年数 (20 年を超えない) が正当化できる場合を除いて、のれんを最長 5 年間にわたり償却することが要求されていた。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>的關係を調査したものである。</p> <p>結果</p> <p><u>IFRS 及び各国基準におけるのれん残高の価値関連性</u></p> <p>本研究では、欧州の投資者は、のれん以外の別個に識別され資産化された無形資産の情報価値は、IFRSの方が各国基準よりも高いと考えていたが、資産化されたのれんが伝える財務情報の目的適合性は、各国基準よりもIFRSの方が低いと考えていたことが発見された。</p> <p>本研究では、当該発見事項は、欧州の投資者が、のれんと他の無形資産を明確に区別して無形資産の価値関連性を評価していないことによるものとされている。</p>	<p>ることを意味するであろうと考察した。</p>
<p>AbuGhazaleh et al. (2012)</p>	<p>英国 2005-2006 (n=528)</p>	<p>題名：The Value Relevance of goodwill impairments: UK Evidence (「のれんの減損の価値関連性：英国における証拠」)</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、IFRS 第3号の採用後に英国企業が報告したのれんの減損の価値関連性について、多変数最小二乗回帰を使用して評価したものである。</p> <p>結果</p> <p><u>IFRS によるのれんの減損損失の価値関連性</u></p> <p>本研究では、報告されたのれんの減損損失と市場価値との</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、以下の旨に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究は、減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチの財務情報を比較している訳ではないため、両者のうちいずれのアプローチが相対的に優れているのかに関する推論を可能にするものでないであろう。例えば、本研究では、2つのアプローチにおける減損損失の価値関連性の程度について比較されていない。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>間の有意な負の相関が明らかにされている。これらの減損損失は、投資者によって、のれんの価値の低下を示す信頼性のある手段として認識されており、彼らの企業評価にそれらが織り込まれていたことが示されている。この調査では、経営者が、企業の業績に関する未公開の情報を伝えるうえで、会計上の裁量を行使する可能性が高いという証拠が示されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究では、のれんの減損が認識されない状況をコントロールされていなかった。したがって、証拠には、減損損失が認識されない場合の株価と減損損失との相関が含まれていたと考えられる²⁰。 ・ 減損のみのアプローチにおける株価と減損損失との負の相関は、必ずしも減損損失が適時に認識されたことを意味するものではない。 <p>➤ 本研究では、標準的な計量経済分析の問題(例えば、変数誤差 (errors in variables)、欠落変数 (omitted variables)、サンプル・セレクション・バイアス)などの統計上の制約と調査対象期間が比較的短いことが認識されていた。</p>
Amel-Zadeh et al.	英国 1997-2011	<p>題名 : Has accounting regulation secured more valuable goodwill</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、以下の旨に留意した。</p>

²⁰ 研究において減損損失を認識していない企業を含める手法が合理的であると考えられる場合がある。これは、減損損失を認識しないこと自体が投資者にとって重要なシグナルであると考えられ得る (Ramanna and Watts (2012)) ためである。しかし、本研究では、このサンプル抽出規準が主要な結果にどのように影響を与えることになるのかに関するロバスト性検証(これは、対比する見解を補完する場合がある)が行われていなかった。この影響に関する研究の詳細については、Laghi et al.(2013) の要約を参照していただきたい。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
(2013)	(n=4,052 社・年)	<p>disclosures? (「会計規則はより有益なのれんの開示を保証しているのか」)</p> <p>テーマ 本研究は、英国に特有の経験に基づいて、減損のみのアプローチの採用がのれんに関連する会計上の金額との価値関連性や適時性にどのような変化をもたらしたかについて、市場データを回帰させることによって検討を行ったものである。</p> <p>結果 <u>IFRS の減損のみのアプローチと UK GAAP の償却及び減損アプローチにおけるのれんの減損損失の価値関連性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究の結果では、IFRS によるのれんの減損損失が市場価値と負の相関があったことが示されている。しかし、本研究では、翌年ののれんの減損損失に関する相関係数は、当年度ののれんの減損損失の係数と比べて約3倍の大きさであったことも示されている。 ➤ 本研究では、当年度の償却の係数は統計的に有意でないことが示されている。他方、本研究では、IFRS において減損の価値関連性が低下していたという証拠も発見されており、これは、投資者が、IFRS よりも UK GAAP にお 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究では、減損のみのアプローチにおけるのれんの減損損失の方が、償却及び減損アプローチにおける減損損失よりも価値関連性が低いことが示唆されている。これは、主に、減損のみのアプローチにおいて減損損失が適時に認識されていなかったためである。また、本研究では、長期的な時間軸における償却累計額は、減損損失累計額と類似の結果をもたらす可能性があることも指摘されていたが、これは、のれんの経済的な減少を適時に捕捉するためには、のれんの償却が必要であることを示すものであるかもしれない。 ・ 本研究では、のれんの減損損失が認識されていない状況がコントロールされていなかった。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>けるより厳しい減損テストに、より高い信頼性を置いていたことを示すものかもしれない。</p> <p>➤ 本研究では、長期的な時間軸における償却累計額は、減損損失累計額と類似の結果をもたらす可能性があることも指摘されている。ただし、本研究では、サンプルから減損損失を認識したのある全ての企業を除いた場合、償却累計額の価値関連性は有意でないことも発見されている。</p> <p><u>IFRS と UK GAAP におけるのれん残高の価値関連性</u></p> <p>本研究では、のれんの残高は、購入年度において価値関連性があるが、当該価値関連性はその後の年度に低下することが示されている。本研究では、これは、長期的な時間軸において、投資者はのれんを減耗資産と考えていることについて追加的な証拠を提供するものである可能性があるとして示されている。</p>	
Laghi et al. (2013)	フランス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、スペイン、英国	<p>題名 : Assessing the Value Relevance of Goodwill Impairment Considering Country-Specific Factors: Evidence from EU Listed Companies</p> <p>(「各国固有の要因を考慮した、のれんの減損の価値関連性の</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、本研究の証拠は、価値関連性が必ずしも会計処理の要求事項だけに起因するのではなく、企業の財務報告の環境にも起因することを示すだろう旨に着目した。</p>

(仮 訳)

論 文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
	2008-2011 (n=835)	<p>評価：EU 上場会社からの証拠)」</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、EU における各国の企業の市場株価の見積りに関する多変数回帰モデルの説明力及び統計的な有意性をテストしたうえで、のれんの減損の情報が、市場参加者の投資意思決定に影響を及ぼす関連性のある要因であるかについて調査したものである。</p> <p>結果</p> <p><u>IFRS における減損損失の価値関連性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究は、2つのマクロサンプル (AbuGazaleh et al. (2012) が使用した主要な規準に従って決定した2008年から2011年における英国のデータを対象とした第1のマクロサンプルと、2008年から2011年におけるフランス、ドイツ、イタリア、英国のデータを対象とした第2のマクロサンプル) を用いて株価の回帰分析を行った。第1のサンプルとは異なり、第2のサンプルには、のれんの減損損失を報告した企業のみが含まれており、のれんの減損がゼロであった状況はすべて除外されている。 ➤ AbuGazaleh et al. (2012) の発見事項と整合的に、第1のマクロサンプル(2008年から2011年における英国のデータ) 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ASBJ スタッフは、本研究において、減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチにおける減損損失の価値関連性について比較されていなかったことに留意した。 ➤ 本研究では、残差の非正規性 (non-normality of residuals) や誤推計 (misspecification) などのいくつかの統計的な制約が認識されている。

(仮 訳)

論 文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>に対する回帰分析では、のれんの減損に対する負の係数が統計的に有意であることが示されている。しかし、第2のマクロサンプルに対する回帰分析の結果は、全期間のデータ（2008年から2011年）を対象とした国別の分析によると、フランスの会社についてのみ、のれんの減損に対する負の係数が有意であった（つまり、ドイツ、イタリア、英国の会社については、負の係数が有意ではなかった。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ また、本研究では、期間毎にデータを分析した場合、減損損失と株価との間の負の相関係数は、2008年と2009年にのみ有意であった旨が指摘されていた。 ▶ 以上を踏まえ、本研究では、実証的結果は、国に固有の要因が、市場参加者の投資の意思決定に有意な影響を与えることを示していると結論付けた。本研究では、国による相違は、景気循環が後退している場合には、軽減される又はそれほど明確ではなくなるとも述べた。 	
Su and Wells (2014)	オーストラリア 1998-2008 (n=309-367)	<p>題名 : The association of identifiable assets acquired and recognised in business acquisitions with post-acquisition firm performance</p> <p>（「事業取得で取得され認識された識別可能資産と取得後の</p>	<p>▶ ASBJ スタッフは、本研究では、オーストラリアでの AIFRS 採用時におけるのれんに関する変更以外の会計処理の変更についてコントロールされていないため、の</p>

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		<p>企業業績との相関))</p> <p>テーマ</p> <p>本研究は、事業取得で取得され認識された識別可能な無形資産と、取得後の企業業績との相関関係を評価することを目的としたものである。また、IFRS 移行に伴い、識別可能な無形資産の認識に対する「機会主義的」インセンティブが低下した後に、当該相関の程度が変わったかについても検討された。</p> <p>結果</p> <p><u>IFRS と AGAAP における無形資産及びのれんの残高の価値関連性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取得後の3年間において、市場調整後の株式リターンと識別可能な無形資産の間には有意な相関はなかったが、企業業績とのれんには弱い相関があるという証拠があり、これは、IFRS 移行後も続いた。 ➤ 本研究では、これらの結果から、過去の研究の発見事項では、識別可能な無形資産と企業価値との間の正の相関が明らかにされているが、これは、企業業績は自己創設され再評価された識別可能な無形資産との関連による可能性が最も高いと指摘されている。 ➤ 本研究では、取得された識別可能な無形資産と、自己創 	<p>れんの会計処理の変更が企業業績とのれんの残高との間の相関にどのような影響を与えたかについて結論を導き出すことは困難であろう旨に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、以下を含めて、いくつかの制約が認識されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究では、価値関連性の評価において株式の市場価格が使用されていなかった。 ・ 本研究では、識別可能な無形資産は分類されておらず、分析に使用したサンプルサイズが限定的であった。

(仮 訳)

論 文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈 ¹⁸
		設され再評価された識別可能な無形資産との間に定められている現行の区別を正当化する実証的な証拠がないと結論付けられている。	

(仮 訳)

II. ASBJ スタッフが追加的に選定した学術文献

論 文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
Hamberg and Beisland (2014)	スウェーデン 2001-2010 (n=2,052 社・年)	<p>題名 : Changes in the value relevance of goodwill accounting following the adoption of IFRS 3</p> <p>(「IFRS 第3号の採用後ののれんの会計処理の価値関連性の変化」)</p> <p>テーマ</p> <p>本調査は、スウェーデンのデータを用いて、のれんの会計処理と株価及びリターンとの関係に関する実証分析によって、のれんの会計処理の変更の影響に関する価値関連性を検証したものである。</p> <p>結果</p> <p><u>償却及び減損アプローチの価値関連性及び減損のみのアプローチの価値関連性</u></p> <p>➤ 本研究では、IFRS 第3号の採用以前において、のれんの償却はそれ自体では価値関連性がなかったが、償却及び減損アプローチで報告された減損損失は当該期間中の株式リターンに有意に相関していたことが示されていた。</p> <p>さらに、本研究では、減損損失が、IFRS 第3号の減損のみのアプローチにおいて株式リターンに統計的に相関し</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、以下の旨に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究では、償却及び減損アプローチでの減損損失の方が、減損のみのアプローチの減損損失よりも価値関連性が高いことが示されている。 本研究では、減損損失の認識は、減損のみのアプローチでは遅れることが多いことが示されている。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>なくなったことが明らかにされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、減損損失と株式リターンとの相関の欠如は、次の要因による可能性があるとしてされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減損のみのアプローチの導入により、利益操作の可能性が増加したと考えられる。 ・ 市場参加者は、減損のみのアプローチにおける場合よりも、償却及び減損アプローチにおける減損損失の方が価値低下についてより強いシグナルとなっていると認識していた。 ・ 減損のみのアプローチにおいては減損損失の発表前に当該事実が通常株価に反映されているため、投資者は減損の認識に対して、あまり注意を払っていなかった。 <p><u>償却及び減損アプローチ (スウェーデンGAAP) と減損のみのアプローチ (IFRS) における減損損失の適時性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、追加的な説明変数として将来変数 (1年後と2年後) を用いて主要モデルが再実行されている。代替的な仕様は、当期におけるのれんの減損に関する主要な結論を変更するものではなかった。 ➤ リターンモデルと価格モデルの両方の回帰において、将来の減損の係数は、スウェーデン GAAP では有意でなか 	

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>ったが、IFRS においては、1 年乃至 2 年後に認識された減損損失の係数については有意であった。これらの結果は、IFRS において減損の認識が適時でなくなったために、のれんの減損に関する価値関連性が IFRS の下で低下したという考え方に対して、裏付けを提供したことを意味すると考えられる。</p>	
<p>Hulzen et al. (2011)</p>	<p>ドイツ、フランス、スペイン、オランダ 2001-2010 (n=2,091 及び 2,263 社・年)</p>	<p>題名 : Amortisation Versus Impairment of Goodwill and Accounting Quality (「のれんの償却対減損及び会計の質」)</p> <p>テーマ 本研究は、償却及び減損アプローチと減損のみのアプローチにおける財務情報の価値関連性及び適時性の程度を、欧州企業で構成されるサンプル・データを用いて比較したものである。</p> <p>結果 <u>償却及び減損アプローチでののれんの償却と減損のみのアプローチの価値関連性</u> 本研究では、減損のみのアプローチにおけるのれんの減損の方が、償却及び減損アプローチでの償却費よりも価値関連性が低いことが示されている。具体的には、本研究では、償</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、以下の旨に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究では、減損のみのアプローチにおける「減損損失」が、償却及び減損アプローチにおける「償却費」よりも価値関連性があるものではないことが明らかにされた。 ・ 本研究では、2つのアプローチ（すなわち、減損のみのアプローチと償却及び減損アプローチ）における「減損損失」の価値関連性と適時性の程度について比較されていなかった。代わりに、本研究は、異なる費用（すなわち、償却及び減損アプローチにおける「償却費」と減損のみのアプローチにおける「減損損失」）の価

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>却の変数に対する係数はすべて正の値であることを明らかにされており、このことは、のれんの償却費の増加が、株価及び企業価値の上昇につながったことを意味するものかもしれない。</p> <p><u>償却及び減損アプローチでの償却費と減損のみのアプローチでの減損損失の適時性</u></p> <p>適時性テストでは、株式のリターンと株価に対する利益との相関の程度を比較することによって、償却及び減損アプローチにおける償却費と比べて、減損のみのアプローチにおける減損損失の適時性が高まった旨が示されている。これは、報告日に近い減損のみのアプローチにおけるリターンの係数が、償却及び減損アプローチ下でのリターンの係数よりも大きいこと、及び、減損のみのアプローチにおけるモデルの説明力が、償却及び減損アプローチにおけるモデルの説明力と比較して、高いということにより証拠づけられている。</p>	<p>値関連性について評価されている。</p> <p>➤ ASBJ スタッフは、本研究のモデルは、異なるアプローチで認識された減損損失及び償却の適時性を比較しておらず、異なるアプローチにおける利益データを用いて、減損損失及び償却費の認識の適時性を比較している旨に留意した。</p> <p>➤ 本研究では、サンプルサイズは、IFRS 第3号の影響を調査した他の研究に比べて増加したが、サンプルサイズは依然として小さかった旨が認識されていた。</p>
Chambers (2007)	米国 2003-2005 (n=5,262 社・ 年)	<p>題名 : Has Goodwill Accounting under SFAS 142 Improved Financial Reporting?</p> <p>(「SFAS 第142号におけるのれんの会計処理によって財務報告は改善したか」)</p> <p>テーマ</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、以下の旨に留意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本研究では、のれんの毎年の減損テストの導入によって、財務報告の価値関連性が高められた一方、規則的償却の廃止によって財務報告の価値関連性が低下した

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>本研究は、SFAS 第 142 号の結果、のれんの会計処理の変更（すなわち、毎年の減損テストを実施する新たな要求の導入と、のれんの償却の廃止）により財務報告が改善されたかをテストしたものである。当該テストでは、SFAS 第 142 号に従った「報告」数値の価値関連性の程度を、株価の回帰分析を用いて、のれんの代替的な会計処理の方法によりもたらされる「仮定計算（as-if）」の会計数値と比較した。本研究で用いた代替的な方法には、(a) 規則的にのれんを償却し、毎年の減損テストを行わない方法、(b) 償却と減損の組合せによる方法、(c) 償却も減損も行わない方法が含まれていた。</p> <p>結果</p> <p><u>減損のみのアプローチ（毎年の減損テストを要求）での減損損失の価値関連性</u></p> <p>本研究では、のれんの毎年の減損テストの導入によって財務報告の質が改善したが、同時に、財務報告の質が規則的な償却の廃止により悪化したことも発見された。</p> <p>さらに、本研究では、規則的な償却と毎年の減損テストの両方を要求する制度によりもたらされる会計数値の方が、償却又は減損だけを要求するアプローチにおける情報よりも価値関連性が高い旨が指摘された。</p>	<p>旨が発見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本研究では、耐用年数の決定にあたっては企業固有の知見を要因に入れるべきであるが、このペーパーで使用した償却ベースの会計処理では、すべての企業ののれんに同じ償却率を課した点が制約事項として認識されている。さらに、本研究では、対象とした期間が短かったことも、制約事項の 1 つとして認識されている。 ➤ 本研究では、SFAS 第 142 号の採用前と採用後の報告数値を比較しようとする調査は、のれんの償却以外の多数の異なる要因（例えば、持分プーリング法の使用）があるため、結果の解釈に困難が伴うことが指摘されている。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
Li, Z.et al. (2011)	米国 1996-2006 (n=1,584)	<p>題名 : Causes and consequences of goodwill impairment losses (「のれんの減損損失の原因と帰結」)</p> <p>テーマ 本研究は、3つの異なる報告制度（すなわち、SFAS 第 142 号の採用前、移行期間及び SFAS 第 142 号の採用後）におけるデータを用いて、(a) のれんの減損損失の発表に対する市場参加者の反応、(b) 減損損失が伝える情報の性質、(c) のれんの減損の原因が取得時における対象企業への過大な支払いによるものかどうかについて検討したものである。</p> <p>結論を導くにあたって、本研究では、異常なリターン、将来の売上高の伸び及び将来の営業利益の伸び、減損損失との間の相関について実証分析を行った。</p> <p>結果 <u>のれんの減損損失の価値関連性</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本研究では、投資者と財務アナリストの両方が、減損損失の発表を踏まえて、自らの予測を下方修正することが発見された。 ➤ 本研究では、減損損失の負の影響は、SFAS 第 142 号採用前の期間及び移行期間と比べて、SFAS 第 142 号採用後の 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ASBJ スタッフは、本研究では、のれんの減損損失は価値関連性があるものの、SFAS 第 142 号における減損のみのアプローチの導入後に、当該価値関連性が低下したとされていたことに着目した。 ➤ ASBJ スタッフは、本研究が、以下の要因をコントロールしたことに留意した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業が、減損損失を認識したかどうか ・ 減損損失は、市場で予想されていたかどうか

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>期間に低下していることが発見された。本研究では、市場へインパクトの低下は、SFAS 第 142 号において、規模が小さいのれんの減損損失がより多くの頻度で認識されたため、減損損失が、時の経過に伴うのれん資産の規則的な減少 (SFAS 第 142 号の公表前に採用されていたアプローチによるのれんの償却に類似) であるかのように投資者により認識された可能性があるとされている。</p> <p><u>減損損失が伝える情報の性質</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 本研究では、減損損失と企業の将来業績との相関は、SFAS 第 142 号の採用前と採用後に負の値で、有意であり、減損損失と将来業績との間の負の相関は、SFAS 第 142 号の採用後の方が採用前よりさらに高いことが発見された。 ▶ さらに、本研究では、のれんの減損損失がその後の期間の売上高及び営業利益の平均成長と負の相関があることを踏まえ、市場は、売上高及び営業利益の減少に関するニュースに起因しており、減損損失はそれを遅れて伝えている可能性があると考えた。したがって、取得後において、減損損失の認識の公表は、投資者にとって新たな情報としての価値は低いと説明されている。 <p><u>のれんの減損損失の原因</u></p>	

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>➤ 本研究では、テストしたサンプルに基づき、のれんの減損損失の認識は、最近の取得に対する当初の過大支払のほか、事後的な好ましくない事象が原因となっている可能性があるとされている。</p>	
<p>Li, K.K.and Sloan(2014)</p>	<p>米国 1996-2011 (n=29,485²¹)</p>	<p>題名：Has Goodwill Accounting Gone Bad? (「のれんの会計処理は悪化したのか」)</p> <p>テーマ 本研究は、SFAS 第 142 号の導入がのれんの評価に対する会計処理に与えた影響を調査したものである。具体的には、本研究では、減損損失の適時性と、のれん及び利益が SFAS 第 142 号において過大表示されたかどうかをテストされている。</p> <p>結果 <u>SFAS 第 142 号の減損のみのアプローチでの減損損失の適時性</u></p> <p>➤ 本研究では、企業の業績と株価との関連性を分析し、SFAS 第 142 号の導入により、のれんの減損の認識が約 2 年から 3 年遅れるようになった旨が示唆されている。</p> <p>➤ 本研究では、実務において、経営者が SFAS 第 142 号においてより幅広い裁量を用いることにより、のれんの減損</p>	<p>➤ ASBJ スタッフは、本研究では、減損のみのアプローチにおいて、のれん減損損失の認識は適時でなくなり、のれん及び利益の過大表示をもたらした旨が示唆されていることに留意した。したがって、本研究では、償却及び減損アプローチの方が、基礎となる経済的実態をより適切に反映するであろうとされている。</p>

²¹ 本サンプル数は、減損の観察数 (3,883) 及び非減損の観察数 (25,602) により構成される。

(仮 訳)

論文	サンプル	要 約	ASBJ スタッフによる注釈
		<p>損失の報告が遅れるようになった結果、のれんと利益が過大表示されたとされている。</p> <p><u>投資者の決定に対する影響</u></p> <p>➤ 本研究では、投資者は、SFAS 第 121 号の償却及び減損アプローチにおいてのれんの減損の遅れを効果的に予想していたが、一方で、SFAS 第 142 号採用後に、利益やのれん残高の過大計上によって、投資者の判断を誤らされていたことも示されている。</p> <p><u>結論</u></p> <p>➤ 本研究では、全体として、償却及び減損アプローチによって、のれんの帳簿価額に経済的実態がより適切に反映され、より効率的に証券が価格付けされる旨が結論付けられた。</p>	

(仮 訳)

表 2 : 超過収益力が消失する期間を研究した学術文献

論 文	要 約
Jennings et al. (2001)	この論文は、1993年から1998年の期間にのれん資産を報告した米国公開企業のデータを調査した研究を論じたものである。この研究は、のれん償却前利益の方が、のれん償却後利益よりも株価の観察された分布を適切に説明できると報告した。また、この研究は、のれんの償却は、利益だけに基づく株式の評価の分析にノイズを加えることを発見した。この研究は、これらの結果は、のれん償却の廃止は利益の有用性を低下させないことを示すものだと述べている。
Fama and French (2000)	この論文は、1964年から1995年の期間のデータを検証した研究を論じたものである。この研究は、確率が平均に回帰している（単純な部分調整モデルでは、予想平均回帰率はおよそ年38%である）という証拠を発見した。また、この研究は、確率が平均を下回る場合や、どちらかの方向で平均からかなり離れている場合の方が、平均回帰率は速くなると結論を下した。また、この研究は、予測可能な利益の変動があることも発見しており、特に、利益の負の変動や極端な変動の方が、速く回帰する傾向にあると報告している。
Bugeja and Gallery (2006)	この論文は、1995年から1999年の期間に475社のオーストラリア企業を調査した研究を論じたものである ²² 。この研究は、のれんを過去2年間に取得したのれんと3年以上前に取得したのれんとに分類した。この研究は、分析からは観察期間及び直近2年間のそれぞれに取得したのれんは、企業の価値と正の関連があったが、2年以上前に取得したのれんと企業の価値の間には有意なレベルの関連がなかったことが示されたと報告した。この研究は、有意な関連がないことは、2年以上前に認識されたのれんを投資者は資産と考えていなかったことを示している可能性があるという結論を下している。
Ojala (2007)	この論文は、114社のフィンランド企業を調査した研究を論じたものである。この研究は、のれん残高、償却費及び関連する減損損失に関する情報の価値は、企業が償却期間として5年以下の償却期間を適用している方が、それより長い償却期間を使用する場合よりも目的適合性が高くなるという証拠が示されていると結論を下した。この研究は、原資産の経済的耐用年数をより適切に反映するために償却期間を十分に短くしている場合には、のれんの償却を行うことは投資者に目的適合性のある情報を提供すると結論を下している。

²² 2005年1月のIFRSの採用以前に、オーストラリア会計基準では、取得したのれんは20年を超えない期間にわたり定額法での償却の対象とされ、のれんの残高を毎年再検討し、将来の経済的便益の可能性がもはや高くはなくなった範囲で、評価減することが要求されていた。

(仮 訳)

論 文	要 約
Obinata (大日方) (2013)	この論文は、のれんの価値は、産業平均を超える超過利益の大きさに一般的に対応することを示した研究結果を報告したものであり、利益率が平均回帰し、超過利益が規則的に消滅するならば、のれんも規則的に償却すべきであるとしている。さらに、本研究では、日本企業のサンプル・データに関する分析の結果として、実態を反映するために、正ののれん残高は5年から10年にわたって規則的に償却すべきであると結論を下している。
Healy et al. (2011)	この調査は、商品、資本及び労働市場の競争における国をまたいだ相違、及び政府の効率性が、企業の収益性の平均回帰率にどのように影響を与えるのかを調査した。この調査は、最も競争の低い商品市場を有する5か国（最低10分位）とも最も競争の高い商品市場を有する5か国（最高10分位）についてROEの平均回帰を研究した。この調査では、極端な正のROE（最高10分位）を有する企業は、競争の激しい商品市場を有する国に位置している場合には3（5）年以内に10%まで低下するのに対して、競争が最も低い国に位置している場合にはそれが5（8）年となると予想することができると発見した。
Nissim and Penman (2000)	この調査は、超過営業利益に関して形成した10分位ポートフォリオについて平均回帰の期間を検証している。この調査は、大半の10分位について超過営業利益は5年から10年以内に消失しているが、最高10分位について超過営業利益は10年にわたり維持されていることを発見した。
Palepu and Healy (2012)	この調査は、超過営業自己資本利益率（ROE）に関して形成した5分位ポートフォリオについての平均回帰の期間を報告した。この調査では、すべての5分位について超過営業自己資本利益率は5年から10年で大部分が消失していることを示している。

(仮 訳)

付録-V

日本証券アナリスト協会の会員への質問票の結果からの抜粋

Q2：修正会計基準公開草案第1号「のれんの会計処理（案）」では、現行の日本基準と同様にのれんを償却処理するため、のれんの非償却に関するIFRSの規定を「削除又は修正」することを提案しています。この提案に同意しますか。
…『公開草案』の**質問4**

回答	回答者数	割合
(a) 同意する	27	64.3%
(b) 同意しない	10	23.8%
(c) どちらともいえない	5	11.9%
合計	42	100.0%